附　則

この規約の変更は、平成三十年四月一日から施行する。

二　酒税法第三条第十二号の規定によりビールとして分類される酒類のうち、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百二十一条第一項の規定により、なお従前の例によるものについては、この規約の変更の施行後六月間はこの規約を適用しない。

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月九日

消費者庁長官　岡村　和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	平成三十年二月二十六日
特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク	大分市青崎一丁目9番35号	大分市青崎一丁目9番35号	平成三十年二月二十六日

○総務省告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月九日

総務大臣　野田　聖子

一　名　　称　C－2国外運航訓練参加部隊

二　国外派遣期間　平成三十年三月十二日から平成三十年三月十九日まで

三　派遣人数（概数）　十五人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国（ホノルル、ベルビル、フェアフィールド、グアム）

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年三月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三七五	三〇、二、二	松宮　誠也
五三七六	三〇、二、二	豊澤　信弘
五三七七	三〇、二、二	遠藤　正幸
五三七八	三〇、二、二	松本　成

○外務省告示第七十八号

平成三十年二月二十一日にワシントンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換が国際復興開発銀行との間に行われた。

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ヨルダン、レバノンその他の中東及び北アフリカ地域の中所得国の経済の安定及び開発努力を国際譲許的融資制度（以下「ＧＣＦＦ」という。）の枠組みを通じて促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者と国際復興開発銀行（以下「ＩＢＲＤ」という。）の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千億円（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）がＩＢＲＤの通常の借入のためのプログラムを通じてＧＣＦＦを支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ＩＢＲＤに供与されることになる。

2　借款は、ＩＢＲＤとＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続（ＩＢＲＤによるＧＣＦＦへの資金移転を含む。）は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、各々の支出の十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

3　借款は、借款契約及びＧＣＦＦに関連する文書に従い、ＩＢＲＤの業務に充てるために使用に供される。

4　ＩＢＲＤは、その財政規則その他の関連規則に従い、借款契約及び3に規定するＧＣＦＦに関連する文書に定める目的のために、借款が適正に使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　ＩＢＲＤは、千九百四十五年十二月二十七日にワシントンで作成された国際復興開発銀行協定（その改正を含む。）に従い、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、文書及び情報を提供する。

6　日本国政府及びＩＢＲＤは、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をＩＢＲＤに代わって確認される貴官の返簡が日本国政府とＩＢＲＤとの間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　佐々江賢一郎

国際復興開発銀行

総裁　ジム・ヨン・キム殿

（国際復興開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解を国際復興開発銀行（以下「ＩＢＲＤ」という。）に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＩＢＲＤと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にワシントンで

国際復興開発銀行

総裁　ジム・ヨン・キム

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

○外務省告示第七十九号

平成三十年二月二十一日にワシントンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換が国際開発協会との間に行われた。

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、国際開発協会の第十八次増資（以下「ＩＤＡ18」という。）に関し、世界の開発途上国及び地域であって国際開発協会（以下「協会」という。）の加盟国に含まれるものの経済開発努力をＩＤＡ18譲許的出資国融資に係る枠組みを通じて促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者と協会の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　日本国の関係法令に従い、二千九百二十三億八千七百七十三万円（二九二、三八七、七三〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ＩＤＡ18に拠出することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により協会に供与されることになる。

2　借款は、協会とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から三年とする。